

府中市情報公開・個人情報保護審議会（平成16年度第1回）会議録

1 日 時 平成16年5月26日（水）午前10時から11時5分
まで

2 場 所 市役所 北庁舎 第3会議室

3 出席者

(1) 委 員 大森 斎、鹿島秀樹、鎌田逸子、北谷博和、九芳美恵子、河内辰夫、鈴木けい子、松本良幸、山上義人、和
中信男

(2) 市 職 員 学校教育部指導室長 志村文穂

(3) 事 務 局 総務部広報課長 三ヶ尻秀男、同課長補佐 川田 誠、
同広聴担当主査 持田剛史

4 議 題

(1) 個人情報の収集に係る諮問について

(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について

(3) 平成15年度開示請求等の実績の報告について

5 内 容

(事務局) ただ今から、平成16年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。まず、広報課長から、ごあいさつ申し上げます。

(事務局) 個人情報保護制度につきましては、市民の関心が高い制度ですので、市として適切に運営していかなければならないものです。情報公開制度につきましても、本市は、行政の透明性、市民参画、市民が主役のまちづくりを進めておりますので、この意味からも大事な制度ですので、適切に運営していかなければなりません。それぞれの制度につきましては、関連性、また、相反する面も一部ありますが、それぞれに重要な制度ということで、車の両輪と思って、今後も適切な運営に努めていきたいと思っております。本日は、個人情報の収集に関する事務についての諮問につきまして、1件、「少年の

健全育成に関する警察と学校との相互連絡事業」、個人情報を取り扱う新たな事務の報告、平成15年度の開示請求等の実績の報告がございます。それぞれの議題につきまして、ご審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

(事務局) では、ここで、事務局を担当する職員の異動がありましたので、この場をお借りしまして、紹介させていただきます。松本広報課長補佐が昇格し、4月1日付けで、生活文化部総合窓口課長に着任しております。その後任としまして、川田広報課長補佐が着任しております。

(事務局) 川田でございます。4月1日付けの人事異動で広報課長補佐に着任いたしました。よろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、会長からごあいさつをいただきたいと思います。山上会長、よろしくお願いいたします。

(会長) おはようございます。平成16年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開催します。川田課長補佐が着任されましたが、本審議会も新年度に入りましたので、あらためて、よろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございました。それでは、会議次第の3の「議題」に移りたいと思います。それでは、山上会長、議事の進行をお願いいたします。

(会長) それでは、議事の進行をさせていただきます。まず、会議次第の「3議題」の「(1)個人情報の収集に係る諮問について」を事務局から説明させていただきます。

(事務局) それでは、説明させていただきます。前回の審議会では、44件の事務について、個人情報の収集又は提供の可否について諮問いたしました。今回は、「少年の健全育成に関する警察と学校との相互連絡事業」の1件について諮問いたします。ご審議いただきますのは、府中市個人情報の保護に関する条例第8条の規定によりまして、この事務が取り扱う個人情報の中でも、特に、「犯罪に関する事項」の収集を行うこと

の可否についてでございます。市長からの諮問書につきましては、資料として、コピーをお手元に配布してございます。それでは、ここで、諮問書を読み上げさせていただきます。

「個人情報の収集について（諮問）今後、新たに開始する個人情報を取り扱う事務のうち、府中市個人情報の保護に関する条例第8条の規定により府中市情報公開・個人情報保護審議会に諮問する事務は、別紙諮問事務一覧表に掲げるとおりです。つきましては、当該事務において行う同条に該当する個人情報の収集の可否について、府中市情報公開・個人情報保護審議会のご意見を答申くださいますよう、お願い申し上げます。個人情報を取り扱う事務の名称・少年の健全育成に関する警察と学校との相互連絡事業、事務の対象となる個人の範囲・警察による逮捕者、ぐ犯少年、学校内における問題行動生徒、収集するセンシティブ情報（条例第8条各号に該当する個人情報）の内容、1逮捕事案、2ぐ犯少年送致事案、3その他非行少年等の事案で警察署長が学校への連絡の必要性を認めた事項、担当部課・学校教育部指導室」以上です。それでは、ここで、この事務を所管することとなります学校教育部指導室の志村指導室長から、この事務の趣旨及び概要、この事務で行うこととなります「犯罪に関する事項」の収集などについて説明させていただきます。

（指導室） おはようございます。指導室長の志村と申します。「少年の健全育成に関する警察と学校との相互連絡事業」制度について説明いたします。本制度は、青少年の凶悪事案の増加と問題行動の広域化が背景にございます。昨年10月、都の治安対策本部から、子供を犯罪に巻き込まないための方策を提言する会において緊急提言され、それを受けて警察と学校、さらに、教育委員会との情報連携をこれまで以上に迅速に行い、相互協力の中で健全育成を進めていこうとするものです。連絡事項として、警察から学校へ連絡するのは、①14歳以上

の少年の逮捕事案、②14歳未満でも親の監護に服さないなどのぐ犯少年や、社会的な影響が懸念される事案、③補導事案としまして、集団による暴力や恐喝、万引きが起きるなど他の子供への被害や影響が懸念される場合がございます。次に、学校から警察への連絡事項ですが、校内暴力や問題行動が目立つ子供が対象となります。また、本制度は、被害の未然防止と加害者の問題行動の繰返しの防止がねらいとなっています。学校内に限らず、児童の安全確保と犯罪被害の防止のために、校長が警察署と連携が必要と認めた事案も連絡事項となります。この連絡制度の実施に当たりまして、府中市個人情報の保護に関する条例の解釈と運用の観点からクリアしなければならない課題がございます。条例第8条に収集の禁止という項目がございますが、実施機関が審議会の意見を聞いて特に必要と認めたときは、この限りでないとあります。本制度の実施に当たりまして、警察庁少年育成課と府中市教育委員会、教育長とが協定書を交わすこととなりますけれども、情報連携は、所管の府中警察署と行うことが中心となります。なお、本制度は、すべての都立高校においては、平成16年4月1日より実施されております。また、全国的には、現在、都道府県レベルでは、16都県が導入されておりますし、今後、導入予定は22府県となっております。現在、都内の義務教育、小学校、区市町村立小学校に協定を結ぶことについて、要請がきているところでございます。それにより、区市町村の事情によりまして、現段階では、8市4区が協定書を交わしています。今後、さらに増えていくと思われれます。繰返しますが、本制度のねらいは、加害者の問題行動の繰返しの阻止、児童・生徒の安全確保、犯罪被害の防止のためで、懲戒処分を行ったり、当該制度により叱責を行ったり、そのようなことを目的としているものではないとさせていただきます。進学、就職に不利になることがないように、実施に

あたりましては、十分配慮してまいりたいと思っています。報告は以上でございます。本審議会のご意見を伺いし、午後の教育委員会で改めて、また、決定してまいりたい思っております。よろしく願いいたします。

(会 長) では、「少年の健全育成に関する警察と学校との相互連絡事業」で、学校が行うこととなる「犯罪に関する事項」の個人情報警察署からの収集について、どなたか、ご質問はありますか。

(委 員) 今、そう聞かれても、今、聞いたばかりでメモもしきれませんし、回収するにしても、資料を見させていただくというと思うのですが。

(会 長) 事務局の方をお願いしたいのですが、資料を印刷したものをいただいた方がよいということですね。

(事務局) 資料につきましては、今、ご用意いたします。

(委 員) 平成15年度10月の提言ということで、それ以前に中学校との連携というのはあったはずですが、そこでの情報では、やはり不十分であるということが、前提になるわけですよ。

(指導室) 今でも、警察から捜査状況の照会など、連絡は取っております。ただし、法に基づいての照会は、従来通りできているわけですがけれども、連絡の取り合いのところ、裏付けがまったくなく、個人情報のやりとりがされていたところがありました。それを法的に整理していくということが、ひとつのねらいではないかと思えます。

(委 員) 会長も私も、警察の審議会に出席してまして、その中で、やはり子供達の問題について、毎回、議論になりまして、子供達は、最近、凶悪的になる者もでてきていると、そういう者をどういう形で親が見守っていけばいいのかと繰り返すことになるのですが、なかなか結論が出るような問題ではなくて、どういう形が一番いいのかということで悩むところなんですけど、警察の方からは、たとえば、学校にこういう形でお願

いをしているという話はあまり聞いたことがない。もちろん、個人情報が出ていいのかどうかとか、そう問題にはされていないかと思うのですが、警察の方からもそういう提案がなされていくという可能性がありえると考えた方がよろしいのでしょうか。相互関係になりますので、やはり。

(指導室) この件につきましては、警視庁では、すでに動いております。それぞれの所轄のところまでには、まだ浸透していない部分があります。なぜならば、すでに連携しているという感触をお持ちのようでございます。府中警察署の課長さんともお話しましたが、今、現在、やっているもので十分ではないかというようなことございました。申しあげましたとおり、法的な裏付けがない状況で個人情報のやりとりがされていたという状況がございますので、必要だろうと思ったのですけれども。

(委員) 学校から警察に対して、子供の個人情報は、暴力であるとか問題行動について、警察との連携が必要だと思われれます。それについて、学校の方から警察の方に、たとえば、具体的にどういう状態になったときにそういう連携を取るレベルにあるかというのは、知りたいところです。犯行の部分から、犯罪に結びつくような具体的な例がございましたら、お話していただければと思います。

(指導室) 内容につきましては、多くは暴力行為になってくると思います。学校内での組織による解決が可能であるならば、それは学校内で行いますが、学校内で解決が難しい場合もございます。深刻な暴力行為ですとか、刃物を使った傷害、さらには、その事案を起こした生徒が逃亡してしまう。家庭にももどってこないという例もございます。問題行動が悪質で社会的影響が大きな事例もございます。薬物等々が今後出て来た場合、さらには、複数の学校の児童・生徒が集団暴力事件を起こしている場合がございます。そして、卒業生も、この中

に含まれている場合がございます。緊急に対応していかなければ、さらに被害が拡大していくおそれがございます。児童・生徒が犯罪にまきこまれたり、被害者になることを防ぐという意味あい、周辺状況が危ないということがあれば、守らなければならない少年が明らかであるならば、保護するためにも連絡しなければならないという場合がございます。

(委員) 私達がどこの範囲までを考えなければいけないのでしょうか。ここまでケアをしてくださいというような考えをもって、事務的に個人情報を集めていいか、悪いか、集めた個人情報のその後の管理、集めた個人情報について、どう対応していくか、将来的な集めた後のことまで考えていかなければいけないのでしょうか。

(事務局) 今回、ご審議をいただきますのは、条例第8条の規定に該当するところです。原則は犯罪に関する事項を収集してはならないと規定されておりますが、例外がございます、法令に従って収集をするとき、あるいは、そういうものがない場合は、当審議会に諮問をしまして、答申をいただきまして、答申を尊重して市が行うか行わないかを決定するということになっておりますので、本日、いただきたいご意見としましては、個人情報としての、犯罪に関する事項の収集を市が行うことの可否についての皆様のご意見をまとめていただければと思っております。よろしく申し上げます。

(事務局) 補足的に説明させていただきますと、ご質問があったような運用については、条例のしぼりがありますから、何でもできるということではありません。今日、示しているのも、事務の範囲として、こういう内容の個人情報を収集していくという事例ですから、条例の規定をはずれるものについては、当然できないという形になってまいりますので、ここで、事務の範囲、内容のしぼりがございます。

(委員) 実施機関は教育委員会ですか。

(事務局) はい、そうです。

(委員) 学校と警察の間の連携関係というものは、以前から当然に行われているのですけれども、教育委員会がある意味一元的に情報を集約するような役割をになうという趣旨ですか。

(指導室) 教育委員会が行うというよりも、学校等ということで、学校が基本的には行うことになります。その中に必要なことが当然ございますので、その個人情報についても、教育委員会の方に連絡が入ってきます。

(委員) 以前、家庭裁判所に勤務していた頃に、少年関係の協議会というのがございまして、それには、学校関係者、学校の先生たちがいらっしゃると、市からも来るし、警察からも来るし、保護司もいらっしゃいますが、そういう形で従前から行ってますので、市の教育委員会の方にもきちんとした制度に基づいて、法律上の根拠があってかどうか知らないけれども、各学校単位の非行情報というのは、たぶん集まっていたと思うのですが、それを超えて教育委員会の方で学校単位の非行情報みたいなものを完全に警察と連携することによって教育委員会が情報を一元的に統御できるような形におそくなるのではないかと思うのですが、そういうことまで意図した制度なのですか。

(指導室) いえ、そのようなものではございません。これまでどおり、やっていたものを法的に明らかにしておくという意味が強いものでございまして、新たに教育委員会が何かをしていくというものではございません。

(委員) 実施機関が教育委員会とおっしゃったのですが、個人情報自体は教育委員会が収集するということになるわけですか。

(事務局) 条例でいうところの実施機関は、教育委員会になってくるわけでございます。条例の実施機関というのは、条例第2条第1号のところに定めてございまして、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査

委員会及び議会、これが条例上の実施機関でございます。

(委員) ここに列挙されている以外のものは、実施機関たりえないわけですね。

(事務局) 条例でいうところの実施機関ではないということです。学校で行う事務も実施機関は教育委員会ということになります。

(委員) これは、保護の問題ですけど、情報公開のようにどういう項目について記録というのは残るのでしょうか。それとも、電話でのやり取りだけで、従来そのようなのかもしれませんけれど、そういう情報を本当に管理するのであれば、そこまではやっているのか、いないのかということですが。

(指導室) この制度は緊急性ですとか、迅速性が何よりも求められます。したがって、文書にまとめて連絡するという前に、即、電話連絡というものが基本になります。情報として取りまとめた場合は、これは、明らかに個人情報になりますので、個人の許可がない限り、当然、外部に出せないものと思います。子供達の健全育成と非行等の防止のための、それを外部にどうということではないという意味のものであれば、当然、そういう方向で判断していくべきものと思っております。

(委員) 私自身中学、高校に携わっているのですが、現実問題として起きておりますので、学校は警察からの、警察からは学校への問合せはよほどでないといけないですけども、我々もそういうときは、極力、情報は流さない。やはり、子供達に不利になる。どう資料が使われるかわかりませんから。ただ、逆に、こちらが知りたいことを、それも逆に警察が教えてくれないわけですね。警察が心配するのは、学校に教えると学校というのは、処罰とか、そういうところにつながりますから。それは、そうだと思います。指導上のことで、それでも教えていただいたというのが、だいたいそういう形で来たんじゃないかと思えます。たとえば、教室で何か物がなくなった。それが初めてかどうか。後でよく聞いてみるといろんなとこ

ろで補導されたりしている。あの時に警察の方から知らせてもらったら、もっといい指導ができたのではないか。そういうようなことがあります。たしかに、個人情報というので、学校は生徒を守りたい。警察で指導を受けるよりも学校で指導したい。というような、また、その逆というようなこともあるのですが、指導ということでその子のことを考えた場合には、不利にならない形でしたら、密接ななかでの情報の交換があった方がいい指導ができるのかな。ただ、先入観でこう思い込んだりとかということが一方であるんです。今の複雑な社会では、連携ができたなら、子供達にはいいのかなという気がしてます。他の面に使わない。集めたものをですね。ことがきちっとできるようでしたら、賛成の側につよい気持ちです。

(会長) なかなか難しい問題ですね。警察の立場と学校の立場がまた違いますので、ある程度ははっきりしている方がやりやすいということもありますし、他にもありますか。

(委員) 問題があったかどうかを、それが教えられないという、もしも、これいいですよと、いろいろな情報をいただいているうちに、今までは、そこまでの範囲は教えないでおこうと思った範囲でも、学校側から、いじめられたのだからと要求したら、今まではちょっと出せないという事例のもので要求したら出さなければいけないということはないですか。

(委員) これは経験があるのでお話できるのですが、警察が非行少年を逮捕したりしたときに、あるいは、逮捕しないまでも非行が認知されたときに学校照会を行うのですね。その子供が通っている学校に、その子供の状況について教えてくださいと照会するのですが、基本的には、義務教育、中学校までの子供には、学校照会をするのですが、高校生には警察は基本的に学校照会をかけないのです。なぜかという、高校生に関して学校照会をかけると、こういうことをやった

ということがわかってしまっていて退学になってしまう危険性がある。現実にはそういうケースがあって、いろいろな問題になったこともあるので、義務教育過程までの退学にはできない子には学校照会をかけるのですが、高校生にはかけないというやり方が、今、定着しています。それから、何年かたっていますから、今現在の事情はわかりませんが、もし、この対象が高校生を含んでいるのであれば、今言ったような危惧というものが出てくる可能性があるでしょうね。それは学校という市が関係しているのだから、基本的には中学校までなんじゃないですか。

(指導室) 学校の方から連絡するものは、中学生あるいは小学生ということが基本になります。ただ、関連生徒として卒業生の名前が出てきた場合には、おそらく、その情報も提供することになるであろうと思います。先程の学校照会書の件でございますが、今現在、徐々にではございますが、高校の方にも照会書を出しております。これは、都立高校だけです。私立はまさに退学がかかっていますので、出していないようですけども、都立の方には出しています。

(会長) 他に、ご意見はございますか。

(委員) おそらく、市内の小中学校までということなのですが、今、都立高校も出しましたけれども、たとえば、私立なんかですと、おそらく、まず、警察からの問合せがどんなことであっても、まず、言うことはないと思います。というのは、今、おっしゃったとおり、何かやったということで、学校側が答えてくれるとは思いませんし、教育委員会から問合せがあったとしても、おそらく、私学には来ないかもしれませんが、裁判所から来ることがありますけれども、また、卒業生もありますけれども、それも、不利になることは、一切出しません。少なくともどういように使われるかわかりませんから。

- (委員) 当然、警察に情報が入るのは、相当大きい犯罪に近いわけですね。健全育成のためには、当然それは、教育に反映させるべきではないですか。学校のいざこざを警察が教えてくれではまずいのですが、私はそう思います。
- (委員) 学校内で起こる問題と学校外で起きている問題と同じ生徒というケースとか、複雑で、学校内で起きているのは、よほどのことでないくらいのことがものすごく多くて、親だったら、もう学校にまかせておけないから警察へでも何でも訴えて、あの子をどうにかしてほしいというように思っている人が結構いると思うのです。学校と警察が密接に関わりをもった場合に、どのようになってくるのでしょうか。
- (委員) 今、警察と学校は、わりと近づいているのではないかと思います。
- (委員) 犯罪だと認められた場合は明らかです。予防として起こしそうなレベルでも連絡を取り合う。問題行動を起こしそうな場合でも。その辺が微妙だなと思ったのです。
- (会長) 難しい問題ですね。
- (委員) 学校と警察は当然連絡を取り合わなければならない。あるいは、起きた事故、それに対して連絡し合うかどうか。警察は事故が起きてからでないと動かない。やはり、予防の段階で、何か起こしそうだ、実際に起きるか、起きないか分からない段階で何かやりそうだというのは、いけないことだと思います。ただ、事故が起きたとき、その問題について関係をどうするかとなれば、やはり、よくするための連絡であれば、やる必要性は当然あるべきだと思います。
- (会長) いろいろ皆さんの意見をお聞きしましたがけれど、この辺で集約をしなければならぬと思いますが、まだ、ご意見があるましたらお願いします。
- (委員) いくつかのところ、実際、実施されているということですよ。そういうところで、問題というのは、特に、起きて

いるということはありませんか。

(指導室) 今、現在、ございません。

(会長) それでは、やはり、いろいろ皆さんの意見があって、このまま審議していると、いつまでも結論が出ないと思うので、この辺で意見の集約をさせていただきたいと思います。学校が行うこととなる「犯罪に関する事項」の警察署からの収集について、本審議会の意見として、認めるか、認めないかということですが、皆さんのご意見をお願いします。認めますか、認めませんか。

(委員) はい。認めます。(複数の声あり。)

(会長) 認めるということで、大多数でいいですか。

(委員) はい。(複数の声あり。)

(会長) それでは、本審議会としては、認めることといたします。

市長へ提出する答申書は、後日、私が文面を確認させていただきたいと思います。次に、会議次第の「(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について」を事務局からご説明願います。

(事務局) それでは、「(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について」を、ご説明いたします。これにつきましても、前回、399件の事務についてご報告したところですが、今回は、今後、新たに始まる2件の事務につきまして、ご報告いたします。資料1をご覧ください。401番は、「議題(1)」でご審議いただきました「少年の健全育成に関する警察と学校との相互連絡事業」ですので、説明は省略させていただきます。400番は、「児童虐待相談」の事務です。この事務において行われる個人情報の収集や提供は、すべて法令に基づいて行われるため、本審議会への諮問は必要ありませんので、報告のみをさせていただくものです。なお、この事務は、児童虐待防止法を根拠としまして、児童虐待事例への支援を目的に実施するものです。収集の対象となる個人情報は、虐待されている児童と世帯員、親族の家族状況、職業、収入、住

居の状況などとなっております。担当部署は、子育て支援本部子育て支援課となっております。

(会 長) では、「(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について」、どなたかご質問はありますか。

(委 員) 児童虐待事例は、多く発生するものなのでしょうか。

(事務局) 発生は、まれなケースであると聞いています。

(会 長) では、他に、ご質問もないようですから、次に、「(3) 平成15年度開示請求等の実績の報告について」を事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局) それでは、説明させていただきます。ここで、報告させていただくのは、平成15年度に提出がありました情報公開制度及び個人情報保護制度に基づく開示請求と、それに対して市が行った決定の実績についてです。まず、資料2をご覧くださいと思います。これは、平成15年度に提出がありました情報公開制度に基づく公文書の開示請求の実績の表となっております。左の列から、請求があった年月日、請求の内容、公文書を所管する部署、市が決定した内容としての全部公開、一部公開、非公開のそれぞれの件数、非公開のうち公文書が不存在であった件数、公開内訳として閲覧の有無、写しの交付の有無、対象となった公文書の件数と交付した写しの枚数、市が決定を行った年月日、開示手数料の有無、一番右側が備考欄となっております。備考欄には、取り下げがあったこと、不開示となった部分などが記載してございます。平成15年度は、延べ105人から請求がありまして、そのうち取り下げが4件ございました。平成14年度は、述べ148人でしたので、前年度との比較では、減少となっております。平成15年度の請求内容としましては、ごみ処分事業及びリサイクル事業に関するもの、建築計画概要書の写しを求めるもの、市議会の速記録に関するもの、市民会館・中央図書館複合施設の建設に関するものなどの請求が多くござ

いました。これらの請求に対しまして、開示を行った公文書の件数ですが、資料の最終ページの合計欄に数字がござい
ますが、全部公開が223件、一部公開が852件、これを合
計しますと1,075件となっております。また、非公開の
決定をした公文書は31件、そのうち、公文書が不存在であ
ったものは23件ございました。また、公文書の閲覧を行っ
たのは83回、写しの交付を行ったのは86回でした。取り
扱った公文書の合計は1,106件、交付した写しの枚数は
5,606枚でした。次に、資料3をご覧いただきたいと思
います。これは、平成15年度に提出がありました個人情報
保護制度に基づく個人情報の開示請求の実績の表となってお
ります。個人情報の開示請求制度は、平成15年8月1日か
ら施行となりました「府中市個人情報の保護に関する条例」
により創設されたものですので、それ以降の記録となってお
ります。記載してある内容は、情報公開制度の表とほぼ同様
となっております。平成15年度は、延べ10人から請求が
ありまして、そのうち取下げが2件ございました。請求内容
としましては、介護保険の認定に関するもの、戸籍又は住民
票の請求に関するもの、小学校に入学する児童を対象に行っ
ている就学相談の検査結果に関するもの、国民健康保険のレ
セプトの開示を求めるものがございました。これらの請求に
対しまして、開示を行った公文書の件数ですが、資料の一番
下の合計欄に数字がございりますが、全部公開が25件、一部
公開が4件、これを合計しますと29件となっております。
また、非公開の決定をした公文書は1件、これは、公文書が
不存在であったものです。また、公文書の閲覧、写しの交付
は、ともに8回でした。取り扱った公文書の合計は30件、
交付した写しの枚数は66枚でした。なお、個人情報保護制
度では、開示請求制度のほかにも、個人情報の訂正の請求、
削除の請求、目的外利用又は外部提供の中止の請求の制度が

ございますが、平成15年度は、それらの請求はございませんでした。説明は、以上でございます。

(会 長) では、「(3)平成15年度開示請求等の実績の報告について」、の説明が終わりましたが、どなたかご質問はございますか。

(委 員) 前年に比べ、件数が減ったという理由は。

(事務局) 多数請求する方が来庁しなかった期間があること。また、市が行う情報提供が進展し、情報公開請求をするまでもなく情報が得られるケースが増えたことも理由として考えられると思います。

(会 長) では、他に、ご質問もないようですから、今回の「議題」につきましては、終了させていただきます。では、4の「その他」につきましては、事務局からお願いいたします。

(事務局) 次回の日程についてですが、次回は、10月頃の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局) 委員の皆様、本日は、大変、お疲れさまでした。これをもちまして、平成16年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。今年度も、よろしくお願いいたします。